

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和5年8月24日現在)

商 品 名	・「J A 筑紫 5 0 周年記念定期貯金」
ご利用いただける方	・ 個人の方 ※組合員及び同居の親族の方に限ります。(新規にご加入される方を含みます。)
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）として取扱います。 ・ 継続後は、スーパー定期貯金（単利型）の商品へ切り替わります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 2 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 ※当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 特別金利は初回満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ◎特別金利 1 年 0. 1 % (年利) ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20. 315% (国税 15. 315%、地方税 5 %) の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0. 2 5 % を上乗せした利率) ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター （電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 取扱期間は、令和5年4月3日から令和5年9月29日までとします。 ・ 上記取扱期間中であっても今後の金融情勢により販売条件が変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 筑紫